

## 重要なお知らせ

2023年3月15日

エコマーク使用契約者  
ご担当者 各位

(公財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

### エコマーク商品類型（認定基準）の有効期限の延長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はエコマーク事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年3月までに有効期限を迎える下表の商品類型につきましては、ガイドラインに従って見直しの検討を行った結果、有効期限を延長することになりましたのでご案内申し上げます。

なお、関係者と協議の上、必要に応じて新 Version 認定基準の策定や部分改定を順次進める予定です。

類型番号	商品類型名	(新) 有効期限	(旧) 有効期限
108	衛生用紙 Version2	2030年3月31日	2025年3月31日
110	生分解性潤滑油 Version2	2030年1月31日	2025年1月31日
145	プロジェクタ Version2	2029年7月31日	2024年7月31日
151	浄化槽 Version1	2029年11月30日	2024年11月30日
152	テレビ Version1	2030年3月31日	2025年3月31日
160	廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料およびその副生物を使用した製品 Version1	2029年7月31日	2024年7月31日
161	シュレッダー Version1	2029年10月31日	2024年10月31日
162	ラミネーター Version1	2030年3月31日	2025年3月31日
505	飲食店 Version1	2029年8月31日	2024年8月31日
506	機密文書処理サービス Version1	2029年12月31日	2024年12月31日

#### 【有効期限の延長に伴うエコマーク認定期間などについて】

上表に該当する認定商品のエコマーク認定の有効期間は、延長後の有効期限まで継続されます。

なお、過去に取り交わした「エコマーク使用基本契約書」および「商品目録」の有効期間もこれに従います。改めて契約の取り交わしは行いませんので、ご了承下さい。

今後とも、エコマーク事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

《本件に関するお問い合わせ先》

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 契約・監査課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5階

TEL : 03-5829-6286 メールアドレス : [keiyaku@ecomark.jp](mailto:keiyaku@ecomark.jp)

ウェブサイト : <https://www.ecomark.jp>